

① 不正競争防止法

商標や意匠を登録していない場合でも他人の模倣等に不正の目的があれば争うことができる場合があります。

周知な商品等表示の混同惹起、著名な商品等表示の冒用

一般に広く知られた商標を使用して、その商標の正当な所有者と何らかの関連があると勘違いさせたり、全国的に知られた商標を無断で使用して、その商標が持つ顧客吸引力にただ乗りしたりすると、正当な所有者だけでなく、顧客にも不利益を与えることから、不正競争とされます。



商品・サービスの原産地・品質等の誤認惹起表示

商品の産地を偽装したり品質を誤解させる表示をしたりすると不正競争とされます。特許権が消滅した後も特許表示を継続すると品質を誤認させるとして、不正競争と判断される可能性もあります。

ドメイン名の不正取得等

不当に高く買い取らせたり、損害を与えたりするために、他人の商号や商標に類似するドメイン（インターネット上のアドレスを表すもの）を先に取得すると、不正競争とされます。



他人の商品形態を模倣した商品の提供

他人の商品の意匠を模倣したもの（デッドコピー）については、オリジナルの商品が日本で販売されてから3年以内であれば、不正競争とされます。独自に開発した商品がたまたま似てしまった場合は該当しません。

技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供

CDやDVDに施されているコピーガード（コピープロテクト）を解除したり、有料放送のスクランブル（アクセスコントロール）を回避したりする装置の販売は、不正競争とされます。



営業秘密の侵害、限定提供データの不正取得等、信用毀損行為

秘密に管理されている事業において有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの（営業秘密）を盗んだり、不正の利益を得るために使用や開示したりすると、不正競争とされます。

ビッグデータなど他者との共有を前提とした限定提供データも同様です。

その他、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布する行為なども不正競争とされます。

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp